

令和2年7月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和2年7月17日開会

丸亀市農業委員会

令和2年 7月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年7月17日(金) 午前9時30分～午前10時30分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 14人

農業委員 14人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 5. 本田 昌司 | 9. 久米 彰義 | 15. 大林 孝行 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 鈴木 茂昌 | 10. 岩崎 道彦 | 16. 宮岡 里美 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 下川 洋志 | 11. 松岡 繁 | |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 13. 村山 英臣 | |

欠席委員 2人

農業委員 2人

- | | |
|----------|-----------|
| 12. 平池 收 | 14. 大林 伸嘉 |
|----------|-----------|

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸
事務局次長 大西 良明
主 査 岩崎 正英
副主幹 奈良 哲郎
主 任 中山 弘美
副主任 山根 大雅

議事日程

農政に関する議題

1. 令和3年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見について
2. その他

報 告

1. 定例農家相談開催結果について
2. その他

土地に関する議題

- 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第43号 農用地利用集積計画の決定について
議案第44号 非農地証明願について
議案第45号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請について
議案第46号 農地改良に係る届出について

報 告

報告案件なし

●事務局長（小西裕幸君） おはようございます。定刻が参りましたので、ただ今から令和2年度7月の総会を開会いたします。本日配付しております資料の確認をいたします。まず、①総会の次第（裏面に前回の定例農家相談会の開催状況と次回の日程）だけです。それでは、恒例の活動記録簿をお出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら、記載をお願いいたします。携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いいたします。それでは、ただ今から、7月総会を開催いたします。会長、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） おはようございます。早いもので、任命されて3年が経過しました。早かったような、長かったような複雑な気持ちです。今日は最後の定例総会です。今年度は「人・農地プラン」作成のための意向調査に取り組んでいただきました。コロナウイルス発生の時期、また農林業センサスの時期と重なりまして、皆さんには大変ご苦勞をおかけしました。改めて3年間のご苦勞に対して、感謝申し上げます。いま新型コロナウイルスが世界中で蔓延しています。夏が来れば収束するのかと思っていたら、香川県でも感染者が発生しています。厳しい状況になっております。コロナウイルスについて、いろいろなことが分かってきました。農業関係で申しますと、食料自給率が37%というなかで、もし輸出が停止したら、日本は大丈夫なのか、国民に食料が行き届くのかという問題があります。集落営農や法人など担い手と呼ばれる大規模な農家へ80%の農地を集積していこうという政策により、家族農業が再生産できずに消滅の危機に立たされております。それでいいのだろうか、常々心配しております。国でも農産物・食料安全保障の重要性やそのための生産基盤として家族農業の重要性を理解してきたようです。人口減少に伴って、消費も減ってきますので、自国のモノを消費する、外食・中食の原料も国産で賄うようにしようという機運が高まってきています。農政は現場主義でなければいけません。現場を一番よく知っているのは、私たち委員であります。今後も現場の実態につきまして、行政や政治に訴えていかなければなりません。農業・農村の持続的な発展のために、今後も皆さんのご尽力をいただかなければなりません。開会にあたりましての、ごあいさついたします。本日はよろしくお願いいたします。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございます。本日は、委員の任期最後の総会ということもありまして、副市長にご出席をいただいております。副市長、あいさつをよろしくお願い致します。

●副市長（徳田善紀君） 皆様、改めまして、おはようございます。副市長の徳田でございます。本日は、大変お忙しい中、また、コロナ禍の中、農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。農業委員の皆様には、3年間の長きに渡り、農地を守り、農業を支える農業委員として、ご活動いただきま

して、厚く御礼を申し上げます。現在の皆様は平成28年4月に農業委員会法が改正されまして、制度が新しくなりました。丸亀市では平成29年7月20日から新体制になって初めての農業委員としての承認をいただきました。新しい制度では、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を大きな柱として、新しくできた農地利用最適化推進委員の皆様とご協力をいただきながら、目標達成のために、日々、ご活躍をいただいたところです。現在、農地の遊休化が抑えられ、認定農家や農業法人などを中心としまして、農地の集積が図られ、新しい農業経営体制に移行されてきておりますが、皆様方のご努力の賜物であり、深く感謝を申し上げる次第であります。ほんとうに、ありがとうございます。今後も農業経営は、たいへん厳しい状況ではありますが、農地の持つ多面的な機能も重要であります。さきほど、会長もおっしゃったように、新型コロナウイルスが世界的に感染拡大する中、他国に頼らない食糧自給の大切さが見直されていると思います。皆様には、任期を終えられた後も、農地の有効利用にご配慮いただき、ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。退任される委員におきましては、農業経営の第一人者として、今後も本市の農業の活性化のために、更なる、ご活躍をご祈念申し上げ、簡単ではありますが、御礼の言葉とさせていただきます。皆様ほんとうに、ありがとうございました。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございます。副市長は、この後、次の公務がありますので、ここで退席させていただきます。

それでは、会長、お願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、ただ今から7月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は14人で、過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、4番の石井委員と5番の本田委員にお願いいたします。

農政に関する議題にはいりたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 農政に関する議題として、議題1「令和3年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見について」、議題2「その他」です。以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1「令和3年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、議案に同封しております「令和3年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見（案）について」という資料をご覧ください。皆様に提出いただきました改善意見につきましては、7月10日に役員会を開催し、ご覧のとおり、提出意見を取りまとめました。この意見書は、本日皆様のご承認をいただきましたら、県農業会議に提出いたしまして、8月の農業会議の常設審議会で各市町の意見要望を取りまとめたいと、9月下旬に県知事へ提出する予定となっております。

それでは、内容につきまして、読み上げと簡単な説明をいたします。①から④まで、項目を分けて、上段が提案理由、下段が提案の内容となっております。

まず1枚目、担い手への農地利用集積・集約化についてです。提案理由として、人口減少・少子高齢化の進行による農業従事者の減少など、「農地と人」に係る問題が深刻化しています。

人の問題として、今後、担い手を増やし、育成していくためには、安定した収入、効率的な経営環境、経営のノウハウを習得できる機会などが必要であり、そのためには、各種補助制度のさらなる拡充や関係機関との連携など、担い手に対する手厚い支援が必要です。

農地の問題として、各所で狭小で不整形な農地や狭隘な農道等により、集落営農法人や農地中間管理機構への貸借もままならない状況が見受けられます。また、所有者不明農地など相続に関わる問題も農地の集積・集約化を困難にする要因になっています。

今後は、さらに農家人口の減少が予測されるなか、農地を集積・集約化して、効率的な農業を展開することは喫緊の課題であります。大規模経営体だけでなく、小規模農家の支援も、地域の農地を守っていくためには必要なことであり、担い手問題を含め、大小の農家がうまくかみ合い、地域で農地を守っていけるよう考えていく必要があります。

これに対しまして、4つの提案です。

一つ目として、農地中間管理事業の一層の活用促進についてです。昨年度には、農地機構が扱う農地について全域が対象となり、また、農地機構を通して借り受けた農地については、毎年、利用状況報告書を提出しなければなりませんでしたが、今年度から、必要なくなるなど、貸し手・借り手にとって、より利用しやすく簡素化もされてきておりますが、今後、より一層の活用を進めていくために、農地機構においては、人員体制の強化や申請手続きの簡略化、借受困難な農地の認定要件緩和、積極的な制度の周知をお願いするとともに、貸借農地の交換や貸付農地の掘り起こし等、耕作地の面的集積へ戦略的な対応をお願いしたいというものです。

二つ目として、農業法人についても、後継者不足は深刻な問題であり、農業者バンクなど農業法人と就農希望者のマッチングの方法を周知してほしいということです。

三つ目として、家族農家が農業経営を維持できるよう、直接支払い制度などの補助制度を復活させてほしいというものです。県内では、小規模経営の農家が多く、そういう農家が水路や農道の管理をしてきたことで、これまで地域の農業、農村が守られてきました。将来の農業の担い手として、小規模経営農家が経営を維持できるような補助制度を県から国へ要望してほしいということです。

四つ目として、集落営農法人設立への支援ということで、地域ぐるみで農作業の共同化、機械の共同利用

し、農業経営の効率化を図り、担い手が不足する地域において、農業・農村を維持していくために、その設立に向けて支援強化をお願いするものです。

続きまして、2枚目になります。遊休農地の発生防止とその解消についてであります。提案理由として、担い手、後継者不足が深刻化し、小規模農家では、農産物の価格低迷や高齢化等により、農機具の買い替え時期に離農する者が増加しています。今後は、定年延長で定年帰農者も減少し、耕作放棄地がさらに増加していく恐れがあります。

また、相続人が不在、不明、県外在住者であるなど、経営継承がされていない農地では、適切な管理が行われず、周辺に悪影響を及ぼすほか、長期にわたる荒廃によって、農地への再生が困難となってきました。

集落営農組織や農作業受託組織の育成と活動強化に対して、支援を拡大するとともに、小規模な基盤整備事業の要件緩和や補助率拡大など、農地の遊休化、荒廃を防ぐための施策を講じる必要があります。

これらに対する3つの提案です。

一つ目として、農機具の老朽化が離農のきっかけとなり、結果、農地の遊休化を進めています。遊休化発生防止のために、農機具等の買い替えが困難な小規模農業者には、耕作面積を拡大するなどの条件をつけて、農業機械等の購入補助、または、レンタル制度などを考えてほしいということです。

二つ目として、小規模基盤整備事業の補助制度の拡充のほか、農地周辺の道路のアスファルト舗装、路肩の改修など、農地の環境改善の補助についても、拡充を検討してほしいということです。

三つ目として、再生が困難な農地の取り扱いについては、非農地として判断する方法がありますが、具体的な判断事例など教えていただきたいということです。

続きまして、3枚目になります。新規参入者等への支援と補助についてです。人口減少などによる農業従事者の減少のほか、都市化、混在化による周辺住民とのトラブル、また、複雑な水利環境などの問題により、農地管理が困難となり、農業を敬遠する原因となっています。こうしたなか、新規就農と定着促進を図ること、また、農業後継者を育成することは喫緊の課題であります。新規就農者や農業後継者が農業を始めやすいように、各種補助制度、農地機構など関係機関の利用方法、農地の借り方、取得の仕方など情報を容易に取得できるようにすることは、就農のハードルを下げ、世代や経験を問わず、幅広く人材を集めるために必要です。特に、青年層への手厚いサポートを実施し、将来の担い手を育成することが重要です。これらにつきまして、3つの提案です。

一つ目として、新規就農者の掘り起こしとして、UJIターンの新規就農を促進し、希望者へ様々な情報提供の充実、一元化を図り、相談活動や就農支援をお願いしたいということです。

二つ目として、新規就農者や農業後継者、担い手などが相談しやすい機関の設置やお互いに相談や情報交換がしやすい体制づくり、そのような機会の創出などを考えてほしいということです。

三つ目として、新規就農者や定年帰農者が就農することのハードルを下げするため、就農支援情報を気軽に見ることができるホームページの開設や支援制度の周知をしてほしいということです。

最後の4枚目です。その他としまして、3つの意見を提案します。提案理由です。

一つ目として、最近、営農型太陽光発電施設の設置申請を見かけるようになりました。中には、規模の大きい施設も見受けられ、パネル反射や熱など、周囲の営農や近隣住宅への影響も考えられます。許可にあたっては、事前協議の徹底など、引き続き厳正に対処いただきたいというものです。

二つ目として、わが国は農業によって、国民生活に不可欠な食料を、将来にわたって、安定的に供給していかねばなりません。しかし、日本の食料自給率はカロリーベースで、過去最低の37%で、世界的な情勢からみて、危機的状況にあります。このような食料、農業、農村の弱体化を招いたのは、大規模経営体だけを優遇支援した結果であり、農業・農村を支えてきた小規模農家は再生産できず、離農を余儀なくされる結果を招きました。農業の持続可能な発展には、農業資源を確保し、農業技術を向上させていくことはもちろん、地域の農業を支えてきた中小、家族経営など多様な経営体による営農の維持の重要性について、国民的理解を促進していかなければならないと考えます。

三つ目として、本年7月に農業委員、農地利用最適化推進委員の改選を迎えました。新制度後2回目の体制が整備される重要な年度にあたります。新体制への円滑な移行と各種事業が継続執行できるよう支援いただきたいというものです。

一つ目の提案内容については、営農型太陽光発電施設の一時転用については、通常長期にわたり、継続使用することになりますが、近隣収量の8割を超える収穫を得られないときは、一時転用の条件を満たさなくなります。その場合に、耕作の改善が図られるよう、また、3年ごとの更新申請を滞りなく行えるよう、県からも十分に指導をいただきたいということです。

二つ目の提案内容については、食料安全保障の観点から、食料自給率の向上を図り、食糧自給力を高めていくために、食料・農業・農村の重要性を自治体等が積極的な広報を行い、国民運動に繋げていくべきであるということです。

三つ目の提案理由については、本市農業委員会が新体制に移行するにあたって、農地等利用の最適化推進事業等活動業務が円滑に引き継がれるために、充実した研修の実施など積極的な協力、支援をお願いしたいというものです。

以上、改善意見として提出いたしたいと考えております。説明を終わります。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件につきましては、委員の皆さんからたくさんのお意見をいただきました。農業会議に提出するものですから、ある程度の件数に絞りたいと思います。今後、市へ提出する時期がありますので、その時は、幅を広げて検討したいと思っています。今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

特に、無いようです。この件につきましては、異議のないものとしたします。

その他の議題はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は、6月29日（月）、大林孝行委員で、市役所本庁開催分は、7月6日（月）、石井委員で、綾歌市民総合センター開催分は、7月10日（金）、平池委員で、それぞれ午前9時から正午まで行いましたが、いずれも相談はありませんでした。報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 以上で報告は終わりました。その他の報告事項はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） 続いて、農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議案を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 農地に関する議題としまして、

議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

議案第44号 非農地証明願について

議案第45号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

議案第46号 農地改良に係る届出について

報告案件はありません。

以上、ご審議、よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼いたします。事前送付いたしました議案の1ページをお開きください。座って説明します。位置図と一緒に、ご審議、よろしくをお願いいたします。議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は6件です。

1番、三条町・・・合計面積257.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番、原田町・・・合計面積2,348.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足による経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、アスパラガスを作付けする計画が提出されています。

3番、垂水町・・・合計面積1,517.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

4番、綾歌町栗熊東・・・面積20.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

5番、飯山町東坂元・・・合計面積348.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

6番、飯山町東坂元・・・面積1,428.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上6件、申請がありました案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすもので

あり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。

ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようなので、採決をいたします。議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から6番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようなので、議案第40号「農地法第3条許可申請」6件は、原案どおり、許可することに決定いたしました。

次に、議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは3ページをお開きください。

議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は4件です。

1番、垂水町・・・合計面積497.46㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できます。

2番、三条町・・・合計面積604.33㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に宅地拡張を図るものですが、申請地の一部は昭和55年頃に納屋を増改築して以降、宅地の一部として利用し現在に至っており、今回、当該地について、農地方の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、三条町・・・合計面積247.75㎡【議案読み上げ】

この案件は、昭和49年に住宅を建築した際、申請地を造成し、住宅用地として利用していました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、土器町東五丁目・・・面積881.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

以上4件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようです。それでは採決をいたします。議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」整理番号1番から4番の各案件につきましては、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議も無いようでありますので、議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」4件については、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

次に議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは4ページをお開きください。

議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は10件です。

1番、山北町・・・合計面積2,826.30㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲8区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

2番、飯野町東二・・・面積350.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟と車庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、飯野町東二・・・合計面積1,887.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、昭和58年から農地を造成し、店舗用地として、隣接する宅地と一体利用していました。今回、

当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、使用貸借権の権利設定を行い引き続き店舗用敷地として利用するものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、垂水町・・・面積245.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、綾歌町岡田東・・・合計面積2,327.65㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、コンビニ店舗1棟と駐車場の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、綾歌町富熊・・・合計面積5,209.16㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、事業に必要な花崗土を採取した後、速やかに農地造成を行い、野菜を作付けする計画をしているものです。また、地権者からは農地復元に係る誓約書の提出があります。

申請地は、農用地区域内農地ですが、転用時期が令和2年11月1日から令和5年10月31日まで3年間の一時転用であり、転用できるものと考えます。

7番、飯山町川原・・・合計面積70.33㎡【議案読み上げ】

申請地は、平成28年頃から農地を造成して、建設資材用倉庫1棟を建築し、隣接する宅地と一体利用していました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、所有権移転売買を行い、引き続き倉庫用敷地として利用するものです。

申請地は、近隣商業地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

8番、飯山町東坂元・・・合計面積499.80㎡【議案読み上げ】

申請地は、昭和26年ごろから農地を造成し、以降、隣接する宅地への進入路として利用していました。このたび、住宅1棟、車庫1棟を建築整備するにあたって、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、使用貸借権の設定を行い、引き続き進入路として利用するものです。

申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

9番、飯山町東坂元・・・合計面積1,732.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅5棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、飯山町東坂元・・・合計2,284.67㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲8区画の造成整備を図るものです。

申請地は、第一種住居地域に指定され、第3種農地に区分されます。

以上10件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適切であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から10番までの各案件を、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」10件につきましては、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは8ページをお開きください。

議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」です。議案第36号は、8ページから23ページにかけて記載しております。賃借権、使用貸借権など従来の集積計画と配分計画です。申請件数が29件、筆数が69筆、面積が60,130.00㎡です。「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画を行うものです。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の条件を満たしているものであり、問題は無いものと考えております。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」29件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

次に、議案第44号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 24ページをお開きください。

議案第44号「非農地証明願について」です。案件は2件です。

1番、綾歌町富熊・・・面積1,316.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、平成10年頃から耕作放棄されており、20年以上にわたり自然潰廃し、雑木・雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

2番、飯山町東坂元・・・合計面積1,054.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上にわたり耕作放棄されていたため、自然潰廃し、雑木・雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上2件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第44号「非農地証明願について」2件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

次に、議案第45号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」を、議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 25ページをお開きください。

議案第45号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」です。案件は1件です。

1番、山北町・・・面積1,713.57㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成24年11月28日及び令和元年9月19日とそれぞれ資材置場を整備するという事で農地法第5条の許可を受けておりますが、工事が完了しないままであったところ、今回、・・・株式会社が権利を承継し、宅地分譲8区画の造成整備を図る5条申請を行うため、変更申請が提出されました。なお、本申請は、5条申請の議案第42号、第1番で報告させていただきました。

以上、ご審議、よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 特に無いようですので、議案第45号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」1件につきましては、原案どおり、処理していくことにいたします。

次に、議案第46号「農地改良に係る届出について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長(大西良明君) 26ページをお開きください。議案第46号「農地改良に係る届出について」です。案件は1件です。

1番、飯山町東坂元・・・合計面積1,326.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、当該地に果樹を植栽し、花卉、野菜全般を作付するにあたって、畑の利便性を高めるため、切土5.5mを施し、畑地造成を行うものです。以上、ご審議、よろしく願いいたします。

●会長(松岡繁君) 議案の説明が終わりました。何かご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 特に無いようですので、議案第46号「農地改良に係る届出について」1件につきましては、原案どおり、処理していくことにいたします。以上で7月総会の議案審議はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。お疲れ様でした。

●事務局長(小西裕幸君) 事務連絡です。今回、退任される方については、ゼンリン地図、帽子、腕章、ゼッケン、マグネット板について、ご返却をお願いします。ゼンリン地図は次の委員に引継ぎ、帽子や腕章は、次の委員との混同が無いように回収いたします。また、活動記録セットについては、ご提出をお願いします。活動記録簿がある方も、ご提出ください。

なお、お渡ししている農家相談の手引きなどのテキストと手提げバッグは返却せずに、ご利用ください。

また、農地パトロール調査書、農地利用の意向調査アンケートの提出がまだの方は、ご提出ください。

最後になりましたが、委員の皆様には大変お世話になりました。遊休農地の増加を抑え、新しい担い手へ農地を引き継いでいけるのも、委員の皆様の活躍のおかげだと思います。窓口の関係で、ここに出席できていない職員も含めて、皆様にお礼申し上げます。

退任される方は、一言お願いいたします。

(退任委員が発言)

退任される委員の方は、ありがとうございました。

今回、退任される委員の皆様は、お手数ですが、次に委員になられる方に、農業委員会業務の要領や市全体、地元地域での農地の現状、問題点など、ぜひとも引き継いでいただけますようお願いいたします。

今後とも、農地の有効利用にご指導、ご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

(午前10時30分終了)